

平成24年度歯科診療報酬改定点数概略(注:入院及び手術略・平成24年2月10日)

第1章基本診療料

第1節 初診料

現行	改正案
歯科外来診療環境体制加算 初診1回に限り 30 点	初診1回に限り 28 点
<新規>	歯科診療特別対応地域加算 月1回に限り加算 100 点
在宅患者等急性疾患対応加算 232 点	イ 同一建物居住者以外の場合 170 点 ロ 同一建物居住者の場合(同一日に5人以下) 85 点 ハ 同一建物居住者の場合(同一日に6人以上) 50 点

第2節 再診料

<新規>	歯科外来診療環境体制加算 再診に加算 2 点
在宅患者等急性疾患対応加算 イ 1回目 232 点 ロ 2回目以降 90 点	イ 同一建物居住者以外の場合 170 点 ロ 同一建物居住者の場合(同一日に5人以下) 85 点 ハ 同一建物居住者の場合(同一日に6人以上) 50 点

第1部 医学管理

<新規>	周術期口腔機能管理計画策定料 300 点 周術期の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定
<新規>	周術期口腔機能管理料() 1 手術前 190 点 2 手術後 190 点
<新規>	周術期口腔機能管理料() 1 手術前 300 点 2 手術後 300 点
<新規>	周術期口腔機能管理料() 190 点
<新規>	がん性疼痛緩和指導管理料 1 緩和ケアに関わる研修を受けた保険医による場合 200 点 2 1以外の場合 100 点 注2:15歳未満の小児の場合加算 50 点
<新規>	外来緩和ケア管理料 300 点
<新規>	外来リハビリテーション診療料 1 外来リハビリテーション診療料1 69 点 2 外来リハビリテーション診療料1 104 点
<新規>	外来放射線照射診療料 280 点
<新規>	がん治療連携計画案策定料 1 がん治療連携計画案策定料1 750 点 2 がん治療連携計画案策定料2 300 点
退院前訪問指導料 440 点	診療情報提供料() 555 点
<新規>	初診再診で著しく歯科診療が困難な者 加算 100 点
<新規>	広範囲顎骨支持型補綴物管理料(1口腔につき) 480 点
退院時共同指導料1	厚生大臣が別に定める特別な管理を要する状態 加算 200 点

第2部 在宅医療

歯科訪問診療料

1 歯科訪問診療料1	830 点	850 点
	<新規>	在宅療養支援歯科診療所のみ(歯科衛生士) 歯科訪問診療補助加算
		1 同一建物居住者以外の場合 110 点
		2 同一建物居住者の場合 45 点
緊急搬送診療料	30分を超えた場合	加算 500 点
	<新規>	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 1,500 点

第3部 検査

歯周組織検査	<名称変更>	歯周病検査
混合歯列期歯周組織検査	<名称変更>	混合歯列期歯周病検査
	<新規>	歯周病部分的再評価検査(1歯につき) 15 点

第4部 画像診断

写真診断	<新規>	3 歯科用3次元エックス線断層撮影 450 点
撮影料	<新規>	3 歯科用3次元エックス線断層撮影 600 点
	<新規>	3について月2回以上行った場合2回目以降80/100
	<新規>	3について造影剤を使用した場合 500 点

第8部 処置

う蝕処置	<新規>	残根削合(1歯1回につき) 18 点
歯髄保護処置		
間接歯髄保護処置	25 点	30 点
初期う蝕小窩裂溝填塞処置	120 点	初期う蝕早期充填処置 122 点
抜髄(1歯につき)		
1 単根管	220 点	228 点
2 2根管	406 点	418 点
3 3根管以上	570 点	588 点
感染根管処置(1歯につき)		
1 単根管	130 点	144 点
2 2根管	276 点	294 点
3 3根管以上	410 点	432 点
根管貼薬処置(1歯1回につき)		
1 単根管	20 点	26 点
2 2根管	22 点	30 点
3 3根管以上	30 点	40 点
加圧根管充填加算		
1 単根管	118 点	128 点
2 2根管	140 点	152 点
3 3根管以上	164 点	184 点
外科後処置	<新規>	3 歯科ドレーン法(1日につき) 50 点
	<新規>	4 上顎洞洗浄(片側) 55 点
歯周基本治療		
1 スケーリング(1/3顎)	64 点	66 点
2 スケーリング・ルートプレーニング		
イ 前歯	58 点	60 点
ロ 小白歯	62 点	64 点
ハ 大白歯	68 点	72 点
3 歯周ポケット搔爬		
イ 前歯	58 点	60 点
ロ 小白歯	62 点	64 点
ハ 大白歯	68 点	72 点

床副子	< 新規 >	3 著しく困難なもの又は咀嚼機能の改善を目的とするもの(舌接触補助床)	2,000 点
歯冠修復物又は補綴物の除去			
1 簡単なもの	15 点		16 点
2 困難なもの	30 点		32 点
3 根管内ポストを有する鑄造体	50 点		54 点
術後専門的口腔衛生処置	80 点	< 削除 >	
	< 新規 >	周術期専門的口腔衛生処置(1口腔につき)	80 点
	< 加算点数より処置へ >	機械的歯面清掃処置	60 点

第9部 手術

手術略

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

	< 新規 >	広範囲顎骨支持型補綴診断料 (1口腔につき)	1,800 点
歯冠形成(1歯につき)			
1 生活歯歯冠形成		1 生活歯歯冠形成	
イ 鑄造冠	300 点	イ 金属冠	306 点
ロ ジャケット冠	300 点	ロ ジャケット冠	306 点
2 失活歯歯冠形成		2 失活歯歯冠形成	
イ 鑄造冠	160 点	イ 金属冠	166 点
ロ ジャケット冠	160 点	ロ ジャケット冠	166 点
3 窩洞形成			
イ 単純なもの	54 点		60 点
ロ 複雑なもの	80 点		86 点
う蝕歯即時充填形成(1歯につき)	120 点		126 点
支台築造印象(1歯につき)	20 点		22 点
印象採得			
1 歯冠修復(1歯につき)			
ロ 連合印象	60 点		62 点
2 欠損補綴(1装置につき)			
ロ 連合印象	225 点		228 点
ハ 特殊印象	265 点		270 点
ニ ワンピースキャストブリッジ			
(1)支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が5歯以下の場合	275 点	1 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	280 点
(2)支台歯とポンティック(ダミー)の数の合計が6歯以上の場合	326 点	2 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	332 点
装着			
1 歯冠修復(1歯につき)		1 歯冠修復(1歯につき)	45 点
イ 鑄造歯冠修復又は硬質レジンジャケット冠	45 点		
ロ その他	30 点		
	< 新規 >	仮着(ワンピースキャストブリッジ)(1装置につき)	
		1 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合	40 点
		2 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合	80 点
咬合採得			
1 単冠修復(1個につき)	14 点		16 点
充填(1歯につき)			
1 単純なもの	100 点	1 充填1(歯面処理を行った場合)	点
2 複雑なもの	148 点	イ 単純なもの	102 点
		ロ 複雑なもの	152 点

		2 充填2(歯面処理を行わなかった場合)	
		イ 単純なもの	57 点
		ロ 複雑なもの	105 点
鑄造歯冠修復		金属歯冠修復	
1 インレー		1 インレー	
イ 単純なもの	181 点	イ 単純なもの	190 点
ロ 複雑なもの	275 点	ロ 複雑なもの	284 点
4 全部鑄造冠(小白歯及び大白歯)	445 点	4 全部金属冠(小白歯及び大白歯)	454 点
有床義歯			
1 局部義歯(1床につき)			
イ 1歯から4歯まで	550 点		560 点
ロ 5歯から8歯まで	676 点		690 点
ハ 9歯から11歯まで	900 点		920 点
ニ 12歯から14歯まで	1,310 点		1,340 点
2 総義歯(1顎につき)	2,060 点		2,100 点
鑄造鉤(1個につき)			
1 双歯鉤	224 点	1 双子鉤	230 点
2 両翼鉤	208 点	2 二腕鉤	212 点
線鉤(1個につき)			
1 双歯鉤	200 点	1 双子鉤	200 点
2 両翼鉤	140 点	2 二腕鉤(レストつき)	140 点
フック、スパー(1個につき)	96 点		103 点
バー(1個につき)			
1 鑄造バー	430 点		438 点
2 屈曲バー	240 点		248 点
白歯金属歯(1歯につき)	12 点	<削除>	
<新規>		広範囲顎骨支持型補綴	
		1 ブリッジ形態のもの	
		(3分の1顎につき)	18,000 点
		2 床義歯形態のもの(1顎につき)	13,000 点
有床義歯修理(1床につき)	220 点		224 点
有床義歯内面適合法			
1 局部義歯(1床につき)			
イ 1歯から4歯まで	205 点		210 点
ロ 5歯から8歯まで	250 点		260 点
ハ 9歯から11歯まで	340 点		360 点
ニ 12歯から14歯まで	540 点		560 点
2 総義歯(1顎につき)	750 点		770 点
帯環金属冠修理(1歯につき)			
1 金合金冠	60 点	ブリッジ修理(1歯につき)	40 点
2 その他の合金冠	40 点		点
金合金鉤修理(1歯につき)	50 50 点	<削除>	点
<新規>		広範囲顎骨支持型補綴物修理	
		(1装置につき)	1,200 点